

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会（第2回）会議録

日時：令和3年12月24日（金）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

配付資料

- 資料1-1 第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）の概要
- 資料1-2 第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）
- 資料1-3 第三期宮城県ニホンジカ管理計画新旧対照表（案）
- 資料2-1 第四期宮城県イノシシ管理計画（案）の概要
- 資料2-2 第四期宮城県イノシシ管理計画（案）
- 資料2-3 第四期宮城県イノシシ管理計画新旧対照表（案）
- 資料3-1 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）の概要
- 資料3-2 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）
- 資料3-3 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表（案）
- 資料4-1 第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）の概要
- 資料4-2 第五期宮城県ニホンザル管理計画（案）
- 資料4-3 第五期宮城県ニホンザル管理計画新旧対照表（案）
- 資料5 各部会における次期管理計画（案）に対する主な意見等
- 資料6 次期各特定鳥獣管理計画策定スケジュール（案）

1 開会

（オンラインで参加している委員もいることから委員紹介は省略し、事務局が配付資料の確認を行った後、土屋委員長が挨拶を行った。）

2 挨拶（土屋委員長）

今から4鳥獣の管理計画について御検討いただく。

豚熱がイノシシの生息数に与える影響、また致死率が30%と高い重傷熱性血小板減少症候群が狩猟者数に与える影響など、色々と懸念される要因があるが、今後5年間の管理計画について、限られた時間であるが活発なご議論をお願いします。

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理得計画検討・評価委員会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員17名中17名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について土屋委員長にお願いします。）

3 協議事項

- （1）第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）について

部会長：第三期宮城県ニホンジカ管理計画（案）について審議するので、事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：ただいまの事務局からの説明に対して、委員の方々から御質問、御意見はあるか。
無いようであれば、次の議題に進みたいと思う。

事務局：それでは、ニホンジカ部会で出た御意見について説明させていただく。
（資料5について説明）

部会長：事務局からニホンジカ部会で出された御意見等について説明があったが、それも含めて御意見や御質問があれば改めて承りたい。

平田委員：ニホンジカ部会での御意見を説明いただいたが、メスの捕獲に関しては個体数の軽減効果を考えて上では非常に有効ではあるものの、一方で大型哺乳類は雌雄一対一で産まれるので、これを何年もメスだけ捕獲していくというのは非常に難しいと思う。

ニホンジカの場合はオスの群れとメスの群れという具合に、メスの群れが生息する範囲がある。もし可能であればローカライズドマネジメントといって、メスの群れの生息域を狙って捕獲するというところどこかに記載するか、あるいは実行する場合に留意しておかないと、メスを獲らなければということに囚われてせっかくの捕獲機会を失ってしまう可能性もあるので、そのあたりを県民や猟友会の方にお伝えいただきたいと思う。

委員長：実際には、銃猟であってもオスメス判別して撃つというのはなかなか難しいと思う。目標としてはやはり生息数を減らすということなので、とりあえずは数を減らすという方向で行ければいいと私自身は考えている。

他に何かあるか。

及川委員：資料5の意見にもあるとおり、県内複数市町村での広域連携の必要性が高まっている。当市でも北の方から五葉山系のニホンジカがかなり市内に入ってきているという状況があり、そういう広域的な連携によって捕獲を進めるということが非常に重要。

加えて、市内での昨年度の捕獲数が過去最大になった。現在は市内の3箇所の山に埋設しているのが実態であり、最終処分場の建設というのが大きなテーマになっている。県においては、ぜひ調整を図っていただきたい。市内のクリーンセンターはニホンジカを焼却することが不可能なので、そのあたりの調整役を果たしていただけるとありがたい。

事務局：捕獲個体処分の問題については、貴市だけではなく県北の方でも問題になっているし、ニホンジカだけではなくイノシシも同様の問題を抱えている。

最近では、特に県南の方だが、解体処理場や減容化処理施設を整備する市町村も出てきた。減容化処理施設は県内2町にあり、うち1町はニホンジカが捕獲されることもあるので減容化処理施設に入れてみたところちゃんと分解されたという話も聞いている。

処理施設の整備については県農政部局の担当になるが、国庫補助事業等も活用できるので、埋設処分以外にもそういった施設の建設を御検討いただき、それに対して県も支援をしていきたい。

及川委員：一気に進まないということは理解しているので、今後もよろしく願います。

委員長：その他に何かあるか。

では、第三期宮城県ニホンジカ管理計画案について、了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議無し)

委員長：異議が無いようなので、第三期宮城県ニホンジカ管理計画案について、了承する。

では、続いて第四期宮城イノシシ管理計画(案)について審議するので、事務局から説明願う。

(2) 第四期宮城県イノシシ管理計画(案)について

事務局：(資料に従い説明)

部会長：ただいまの事務局からの説明に対して、委員の方々から御質問、御意見はあるか。

早坂委員：錯誤捕獲と豚熱についてお伺いしたい。

くくりわなでツキノワグマの錯誤捕獲が多発しているということで、現在も12cm以内という規定があるようなのだが、環境省がこの形状を変更して、真円で12cmにするということを言及していると聞いた。真円で12cmだとかなり小さくなるが、そういうわなにイノシシのような大型獣がきちんと捕獲できるのだろうかという疑問がある。小さいイノシシだけ捕獲するつもりなのか、そのくくりわなの形状について宮城県ではどのようにお考えなのかお伺いしたい。

もう一点の豚熱について、残念ながら多数の養豚が殺処分されたということで心を痛めている。6月に野生イノシシでの豚熱感染が確認された際に、野生イノシシへのワクチン接種を目指すというお話を伺っていたが、その際、ワクチン入りのエサの前に誘引するための餌まきをするという説明であった。その後、ワクチン入りのエサをイノシシに与えることによってワクチン接種をしたと聞いたのだが、そのワクチン接種というのは、きちんとイノシシに有効な手段でなされているのか。場合によっては誘引餌によって味を占めてしまって、そこの地域にイノシシが定住することになったりしないのかということを考えてしまうのだが、県ではワクチン接種に対してどのくらいの効果があったとか、餌付けに対する色々な方面への影響というものの検証はなされているのかどうかお伺いしたい。

部会長：事務局からご説明願う。

事務局：一点目、くくりわなの形状変更については先日地元の新聞にも出ていたが、大日本猟友会から環境省に対して、楕円形や長方形、いわゆる弁当箱型から真円に変えるという提案が出されている。環境省では現在検討中というところで、実際に変更されるかどうかはまだ未確定な部分がある。錯誤捕獲に対する効果については狩猟者の中でも意見が分かれており、先日のツキノワグマ部会やイノシシ部会でも議論になった。人によっては弁当箱型でも真円でも変わらないという人もいれば、やはり真円で面積が小さくなることによって錯誤捕獲が減るという方もいて、実際に使っている人達の中でも見解は様々だというのが正直なところ。当県の対応としては、基本的には国で決めることなので、国の方針が変わればそれに従うといった形になろうかと思う。

もう一点の豚熱の話については、一部市町村で経口ワクチン散布を開始している。御質問のとおり、まずは餌付けによる誘引をして、そこにイノシシが来るようになったらワクチン入りのエサを地中に埋めるという形になる。ワクチンを食べてくれれば効果が発揮されるというのは証明されており、実際にワクチンを食べたかどうか確かめるために、一週間後か10日後程度を目途に掘り返して回収し、摂食状況を確認

認すると聞いている。誘引餌による定住の問題については、確かにそういう懸念もあるのかもしれないが、イノシシを箱わなで捕獲する場合においても毎日餌やりをするので、経口ワクチンのための誘引や撒き餌をしたからといって、それが原因でイノシシがそこに居着いてしまうということは、あまり大きな問題にはならないのかなと思う。

そのあたりについて、もしよろしければ平田委員からも御意見をお聞かせいただければと思う。

平田委員：これらの関係に携わっているので、補足というか説明させていただきたい。

錯誤捕獲については、特にくくりわなの場合は荷重がかかって初めてバネが作動するので、一般的には体重の重い大型の個体が捕獲されやすいという傾向がある。幼獣が捕獲されるのではないかという懸念もあるかもしれないが、それはバネの構造の違い等もあり、おそらく地域によって少しずつ状況は異なっていると思う。わなの形状変更に関しては、日本哺乳類学会等が今後大日本猟友会や県などと連携しながら、本当に適切かどうかということ、錯誤捕獲が抑制できるのかということを進めていく形となっている。まだ決定事項ではないが、やはり錯誤捕獲対策と捕獲強化の両立について、学会、狩猟者団体、地方自治体や国で進めていくことが考えられている。

もう一点の豚熱経口ワクチンについては、これは欧州で製造されたものが使われており、ヨーロッパ等で用いられた散布方法を日本でアレンジしながら、国の手引きに基づいて実施されている。先ほど事務局から説明があったように、埋設した経口ワクチンは全て回収して摂食率を調べるほか、その後のサーベイランスで抗体保有（賦与）率を調べており、先行して実施している県では抗体保有率が向上して、効果が得られるということが分かっている。豚舎、農場への誘引に繋がるのではないかという件に関しては農場からできるだけ距離を離すなど、地域によって様々な対策を取りながら進めているところ。誘引することによって、経口ワクチンの散布時期が終わってからも、今度はくくりわなで捕獲をするというように、イノシシ対策については抗体保有率を上げることと個体数を調整するということを両立しながら対策をしている。宮城県では養豚場での豚熱も発生してしまったことから、非常に苦慮されていると思うが、先行したところの情報を集めながら、積雪地帯もある宮城県版にアレンジをして効率を上げるということについて、我々研究機関も連携していきたいと思っている。

委員長：他に何かあるか。

辻委員：先ほどのニホンジカ部会の話をも聞いていて思ったが、個体数推定のモデルについて。平成30年度から同じ方法で実施しているという説明だったが、ここ数年の分布の拡大と推定された個体数があまりうまく対応していないように見えて、これはもしかしたら推定モデルに問題があるのではないかと考えた。具体的に言うと、例えば捕獲した個体の年齢の内訳が最近では若くなっていて、だからこそ増加率が高くなっているという可能性もあるし、あとは農作物に依存することによって死亡率が減っているという可能性もある。先ほど、これからも同じ方法で推定を進めていきますという説明であったが少し改善して、捕獲個体からもう少し有用な情報を抽出してモデルに反映するというアプローチが必要でないかと思った。

私はニホンザル部会のメンバーだが、ニホンザルは目視で確認できるので比較的正確な推定が可能なのだが、ニホンジカやイノシシの場合はそういうモデルの精度を上げるという方向で対応されるといかがか。

もう一つ細かい話だが、「残さ」という言葉に関してはニホンザル部会では「捕獲個体」にしてはどうかという話になったので、統一されてはいかがかなと思う。

事務局：「残さ」の表現についてはニホンジカ部会でも意見が出された。辻委員からもニホンザル部会では捕獲個体にするというお話があったが、これについては変更する場合は4鳥獣で同じような表現に統一したいと思う。

また、推定個体数の精度についてはイノシシ部会でも意見が出された。やはり他の密度指標を組み込ん

で精度の向上を図っていくのがいいのではないかとということと、あくまでベイズ推定は計算に基づいた推定値なので、あまり数値そのものには囚われずに増えているのか減っているのかというトレンドを把握するための指標として利用すればいいのではないかと御意見であった。今後もベイズ推定は実施していく予定だが、他の密度指標、あるいは計算式の変更などを通じて推定精度の向上を図っていきたいと考えている。

辻委員：ずっと継続して調査しているという点は非常に優れていると思う。できればこの推定した個体数をベースにして捕獲する個体数を決めるというのが一番理想的ではないかと思うので、いきなりやるのは少し難しいかもしれないが、ぜひ今後御検討いただきたい。

委員長：イノシシ部会での意見についてご説明いただけないか。

事務局：(資料5について説明)

委員長：では、その他に御意見等はあるか。

平田委員：辻委員の御質問に対して多少お答えさせていただく。イノシシ部会の意見としては、個体数については中央値が一人歩きしてしまうということがあるので、中央値が絶対ではないということに注意していただきたいということ。それから推定値に基づいて捕獲数を決める場合、現在豚熱が発生しているが豚熱によるイノシシの死亡というのがブラックボックスになっており、ハーベストベースドモデルだと計算が破綻する可能性がある。そのため、イノシシの痕跡であったりセンサーカメラを用いた調査など、生息ベースのデータを入れて推定していった方がイノシシの場合は精度が上がって現状のモニタリングに繋がると思っており、イノシシ部会からそういう意見を出させていただいた。

委員長：その他に御質問、御意見はあるか。

金久保委員：新旧対照表の21ページについて、現計画ではわなの見回りは確実に毎日実施するという表現が新計画案ではなくなっているように見受けられる。現場の方々にとっては毎日の見回りはかなりの労力で大変なことなので、この見回り頻度について新計画では規定しない方針なのかどうか、その場合には現場の方はどのようにしていく考えなのか教えていただきたい。

委員長：鳥獣保護管理法も絡んでくることと思うが、事務局はどうか。

事務局：鳥獣保護管理法上は1日1回の見回りというのが明記されているわけではなく、錯誤捕獲の対応というよりは捕獲個体の放置禁止という観点からこの見回りに関する規定がなされているという側面がある。計画案を作成する際にこの見回りに関する文言が無くなってしまったが、これはツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ全てに共通するところであるので、どこかの項目で毎日の見回りについて追記するようにしたい。

委員長：その他には御質問、御意見はあるか。

村上委員：イノシシ捕獲頭数の実績が急増しているということだが、先ほど豚熱のお話もあったが当市の今年度11月末時点の速報値では440頭となっている。昨年度は1,513頭捕獲していたので、30%にも満たないという状態になっており、有害鳥獣捕獲に関する国の補助金にも影響が出てくる。県からも国

からも補助金をいただいているが、捕獲頭数が激減するとこれも使えなくなってしまうということが実際に起きており、現場でも苦慮している。この管理計画が、今後、国からの補助金等に影響することがあるのかどうか確認をしたい。

事務局：市町村で活用されている補助金というのは、農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金を指しているものと思う。この管理計画と各市町村で作成する鳥獣被害防止計画、これらはそれぞれ整合性とすることとされており、なるべく同じ方向を向いて作成することになっているが、この管理計画が鳥獣被害防止総合対策交付金の多寡に直接関係するということはないのではないかと思う。

村上委員：整合性を取るとなると、当市では計画的に捕獲頭数を減らしていくという形になっていくので、方向性が逆行してしまうかもしれないのだが、そういうことも豚熱なのでやむを得ないということで判断してよろしいか。

事務局：年間捕獲目標については、新計画案では最新の推定に基づいてそれぞれ年度毎に定めるということにしている。先ほど平田委員からも豚熱の影響でハーベストモデルが組めないのではないかという話もあったが、まずは推定をしてみて、その推定に基づいて個体数が減っているなら減っているなりの捕獲目標設定になると思うので、そこは市町村と連携し、歩調を合わせながら進めていきたいと思う。

村上委員：もう一点、平田委員にお伺いしたいのだが、今回県南で養豚場における患畜が発生してしまった。その養豚場は模範となるような防疫体制を取っていたにも関わらず出てしまったということということで、当市にも養豚場は数多くあるのだが皆さんショックを受けている状況だった。

猟友会の方々にお伺いすると、山の中で死亡したイノシシにカラスがものすごい群がっているという。そういうものが媒介となって養豚場へウイルスが感染してしまうということがあり得るのかどうか。猟友会からもそういった質問を受けたので、平田委員にお伺いしたい。

平田委員：その研究に関しては動衛研など、他の研究部門が行っている。確かにカラスやネズミやハエなどによる伝播の可能性はおそらく否定できないのだが、現在発生していることに関しては、やはりイノシシ由来であったりヒト由来かと思われる。現在発生している農場は全国的に大きなところになっており、非常に畜産業へのダメージは大きいのだが、一方で消毒・防疫体制は一般的に言えば、例えば自分たちが消毒して服を着替えるための前室が整備されていないなど、何か少し抜け落ちているところがあるのかもしれない。なので、農場側の対策とイノシシ側の対策、イノシシ対策はこの管理計画の記載事項も含めてだが、この両方を適切に進めていく必要があるというのが現在の見解となっている。

委員長：その他に何かあるか。

では、このあたりで質疑を終了することとし、細かい字句等について事務局で修正の上、第四期宮城県イノシシ管理計画案について、了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議無し)

委員長：異議が無いようなので、第四期宮城県イノシシ管理計画案について、了承する。

続いて第四期宮城ツキノワグマ管理計画(案)について審議するので、事務局から説明願う。

(3) 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画について

事務局：(資料に従い説明)

部会長：ただいまの事務局からの説明について、委員の方々から御質問、御意見はあるか。

早坂委員：資料の14ページ、人身被害対策のところ、人里への誘引要素となる廃棄農産物、生ゴミや放棄果樹の適切な処理を徹底というのは、人がいる場合は生ゴミを出さないように、あるいは捨てないようにという指導はできると思う。ただ、近年は住民が移住してしまったことによって農耕地が放置されていたり、空き家になってしまった地域に放置されている果樹があちらこちらで増えている。こういった場所は人が全く住んでいないし、柿だけではなくてリンゴなども放置されている状況が散見される。そうすると、ツキノワグマばかりではなくてニホンザルなどの野生生物を引き寄せることも多いと思うのだが、そういう人が住まなくなった集落などの放棄果樹等への対策はどのようになされるのか。集落到住んでいた人が都会の息子さんと住むようになって放置されるようになったというような山林などは結構あると思うのだが、そのあたりの対策はどのように考えているのかお伺いしたい。

事務局：いわゆる生息地の適正管理の一環ということになるかと思う。放棄果樹や廃棄農産物の対策については、主に農業部局のほうが中心になって、集落ぐるみの対策のモデル事業等を実施している。ただ、それは早坂委員からもご説明があったとおり、当然現在も人が住んでいる集落での対策になる。すでに無人となってしまった集落での放棄果樹等については、現状では特に何か具体的な対策があるわけではない。人がいなくなってしまった地域で放棄果樹を野生動物に食べられたとしても農作物被害としてカウントされるわけではないし、人がいないので人身被害が発生する可能性も低いとは思いますが、そこで野菜や果樹の味を覚えてしまった動物が人里にやってくるということも考えられる。現状では人がいる集落での対策を優先することになるが、無人となってしまった個所について何ができるか、今すぐには思いつかないが、今回はご意見として承って、今後何ができるか検討していきたい。

委員長：ほかに何かあるか。

木村委員：林業被害の関係について、計画案では林業被害額は低くなっているが、記載いただいているとおりになかなか把握が難しいところがあって、こういった数字になっているのだろうと思う。森林所有者の方々も把握していなかったり報告が出てこないということと、我々も山に入ってみると、もうどこに行ってもあるのだが点在している状況なので把握するのが難しいというのは理解しているところ。ただ、地域の座談会なんかをすると、やはり森林所有者の方々から何とかならないものかというご意見はいただいております。森林組合としてもどうしたものかという回答しかできずに申し訳ない気持ちでいるので、被害の把握と積極的な熊剥ぎ対策の取り組みというところを、今後も引き続きお願いしたいという要望が一つ。所有者の方も放置しているわけではなくて、自分ではできないけれども、何とかしてもらえないかという気持ちでいるということを認識いただければいいなと感じている。

もう一つ、我々林業事業者はツキノワグマの生息地域の中で作業しているので、適切な距離で対策を取りながら作業をしているが、ここ数年、林業機械が動いてもチェーンソーの音がしても離れないツキノワグマがいるという。以前だと作業音がするといなくなったのだが、今だと作業員から見える範囲で普通に活動しているということを現場から聞いているので、ツキノワグマが人の気配や動きに慣れてきているのではないかと心配している。なので、より一層、山に入る人たちへの対策というのを強くお伝えいただきながら、人身被害が起こらないようにしていただきたいと感じているので、これも要望ということでお話しさせていただく。

委員長：そのほかに御意見，御質問はあるか。

大槻委員：質問というよりは，修正していただきたい箇所がある。資料3-2-1の1ページの18から19行目で，県内に生息するツキノワグマに関して，環境省が示す保護管理ユニット区分の南奥羽保護管理ユニットのほかにも，気仙沼市も新計画案の重点区域になっているのであれば北上山地の個体群も含むことを示していただきたいと思う。

委員長：事務局はどうか。

事務局：保護管理ユニットについては，環境省が示しているガイドラインに記載があり，南奥羽保護管理ユニットは山形県，福島県と宮城県の3県にまたがる地域ということで区分されており，地域分けも奥羽山脈地域となっている。ここに気仙沼地域も含むと記載してしまうのは環境省の区分と違う話になってしまうので難しいと思うが，気仙沼地域でも生息がみられることに関する表現については検討させていただきたい。

部会長：そのほかには何かあるか。

金久保委員：新旧対照表9ページの上段，ゾーニング管理が困難な場合なのだが，すみわけを図る具体例として追い払いや捕獲というのは多少一足飛びな感じがする。例えば誘引物の除去とか刈払いとか，まず人里のほうに来ないように対策，後段にある人里での人身被害対策と整合性を取るような形にしてはいかがかと思うのだがどうか。

事務局：確かに金久保委員のご指摘のとおり，追い払いや捕獲の前段として放棄果樹や放置野菜の撤去等，そういう生息環境管理の部分から入るのが鉄則かなと思うので，そのように修正させていただきたいと思う。

委員長：その他に何かあるか。

では，このあたりで質疑を終了することとし，第四期宮城県ツキノワグマ管理計画案について，了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議無し)

委員長：異議が無いようなので，第四期宮城県ツキノワグマ管理計画案について，了承する。
続いて第五期宮城ニホンザル管理計画(案)について審議するので，事務局から説明願う。

(4) 第五期宮城県ニホンザル管理計画について

事務局：(資料に従い説明)

部会長：ただいまの事務局からの説明について，委員の方々から御質問，御意見はあるか。

金久保委員：管理の目標という大事な部分の記載内容について今後検討するとの説明であったが，今日我々は何を考えたらいいのか，その部分についてどうしたらいいのか。

事務局：策定方針の中でもご指摘いただいていたが、管理計画の対象区域となっている市町の中でこういった対策を行っているか、例えば電気柵などの防除対策についてもどの程度の面積の設置が進んでいるのか、それによって被害がどのように変動しているのかという点についても当課では把握してらず、農政部で一部を把握している状態で、情報の連携が取れていないという指摘がニホンザル部会であった。10年程度の長期的な間隔で見ると被害の軽減が図られており、新旧対照表の21ページにあるとおり平成24、25年度あたりから全体的な低減が図られている。ただ、今までの実施計画の成果として農業被害の低減が進んでいると判断されるものの、実際にそれが何をもちょうと下がっていると判断されるのか、例えば農作物についてもコメなのか果樹なのか野菜なのかというところの部分が全然全体像としては見えてこないというところの指摘があった。そういった実情について、新計画案の対象区域は9市町だが、そちらの詳細をお聞かせいただいて、そのうえでニホンザル部会等の専門家の皆様からのご意見等をいただいて、指標を定める際の基準となるようなものを何か作っていけないかということと、それをもちょうと長期的な観測上、低減化が継続されるような形で支援していくということで、ニホンザル部会で決定されたもの。

金久保委員：質問がうまく伝わっていなかったように思うが、この新計画案において、資料5の部会意見が反映されておらず今後検討するとの本日の説明から、目標数値を定めるのか、指標をどうするのかということが、まだ県の中で定まっていらないように聞こえた。そうすると、この部分について、当委員会では審議ができないという解釈でよろしいか。

事務局：金久保委員のお話は十分理解しているが、これまでの検討の経緯も含めて若干補足させていただく。

現計画では、農業被害は過去3か年の平均を下回るといった具体的な目標を定めていた。ただ、特定の年度の被害実績が大きいと、この目標そのもののハードルが低く設定されるなどの問題もあり、必ずしも合理的な目標ではないという意見も出たことから、イノシシやツキノワグマの新計画案と同様に過去の被害実績の3割減というような目標もどうかということで、ニホンザル部会でご検討いただいたが、部会委員の方々からは、より実践的な内容にするべきではないかという御意見もあった。

ニホンザルはほかの獣種と違って60の群れが特定されているので、その群れごとに対策を講じるのがやはり重要だということ。ただ、その対策については各市町において実施されているもの、その群れの行動域、地域の集落ごとの被害防除対策の実績による効果測定など、そういったものを行ったうえで、それぞれの群れに対して捕獲であったり防護柵設置等の被害対策を検討して、各市町の被害防止計画や次年度のニホンザル管理事業実施計画に盛り込んでいくという方向性でいいのではないかというのかニホンザル部会の御意見であった。

そのために、当然この部分はニホンザル部会長とも相談した上で記載させていただいたが、県としては数値目標というよりもちょっと抽象的な表現にさせていただいているのが実態となっている。

今後、もしこのままの管理目標になったとしても、具体的な取り組みをどうするのかという部分については、県が実施している生息状況調査結果の情報提供であるとか、実際に各市町が計画を作成する際に県も入って行って御意見を申し上げるなど、計画目標の達成に向けてご助言をするというような方向性を今考えているところ。

なので、申し訳ないが、具体的な数値というよりはちょっと抽象的な表現にはなってしまうが、現実に沿った形で、各市町の計画に県が入り込んでいき、最終的にはそれを取りまとめて県の計画ということになっていくのかもしれないが、現段階ではそういう案になっている。

委員長：金久保委員はよろしいか。では、そのほかに御意見、御質問はあるか。

平田委員：他の3種と違ってニホンザルは狩猟鳥獣ではない。新旧対照表のところでも有害捕獲という記載があったが、狩猟者の確保については、本来は捕獲従事者の確保であるべきではないか。

また、ニホンザル管理計画ではくくりわなの径であったり狩猟期間の延長といった項目がないので、金久保委員の意見と同様、急いで令和4年4月1日での策定をしなくてもいいのではないかなと思う。環境省でも順次策定ということも言っているし、ガイドラインの改定も予定されているようなので、今の段階では審議できないという話ではないが、内容をじっくり精査してもいいのでは。今年度は作業的にも第13次鳥獣保護管理事業計画と4鳥獣の管理計画をいっぺんにというのがしんどい場合は、少しスケジュールを検討しなおすのも一つの手かなと思う。

また、進出個体や加害・人馴れレベルを客観的に見る指標があるので、県内の個体群が多くて大変だとは思っているのだが、やはり個体群ごとに対応する必要がある。数を減らしましょうとか農業被害を減らしましょうという以外にも人身被害や生活環境被害も起きるので、農業部局との連携も重要だが、やはり県内どのようにニホンザルの個体群をマネジメントしていくかということについては、せっかくの機会なのでもう少し深く議論していただければと思ったので、感想として述べさせていただきます。

委員長：そのほかに御意見やご質問はあるか。

文言の中でちょっと面白い部分というか、新旧対照表の23ページで七ヶ宿町が計画に基づく捕獲としてみやぎ環境交付金事業によるシャープシューティングとあるが、ニホンザルでこのような捕獲が行われたということか。

事務局：七ヶ宿町に確認したところでは、実施の有無は不明だということで回答いただいていた。計画としては実施の予定があったということ。

委員長：では、実際に行ったのかどうか、実績はどうであったかというのは分からないということか。

事務局：そのとおり。

委員長：了解した。ではほかに何かあるか

金久保委員：新旧対照表の38ページについて。各群れの目標が記載されている部分だが、ニホンザル対策の難しいところは、同じ評価でもほかの群れとのバランスで全頭捕獲すると逆に悪影響になるといった捕獲のバランスだったり、頭数などによって対策の仕方、ここの表でいう最終目標が変わってくるころだと考えている。

自治体としては、例えばこの成績を見たときに、選択捕獲になるのか多頭捕獲になるのか、そういったところの助言を宮城県にいただきたいと思っていたところだが、今回の計画ではそういった表現が「活動を注視」という非常に曖昧なものになっている。一番肝心なところがよくわからなくなっているの、おそらく専門的な知識を持つ職員や民間事業者に調査を委託できないような自治体は苦勞するのではないかなと思われる。この表現は再考していただけたらありがたいと思っているのだが、いかがか。

事務局：ニホンザル部会の委員とも協議をして検討していきたいと思う。

金久保委員：そうすると、再評価も適宜行うということが記載してあったかと思うが、再評価をすると当然この最終目標も変わってくる。現計画では、最終目標はこの計画改定時の時しか示されなかったの、再評価と計画の更新をセットでご検討いただければと思う。

事務局：生息状況調査は毎年度実施しているものの、これまできちんとした形で公表して皆様の実施計画に反映していただくということをしてこなかったの、今後はきちんと公表したり、中間報告に関しても現在

の状況についてご報告させていただき、実施計画にきちんと反映していただけるように尽力していきたい。

委員長：その他に何かあるか。

では、このあたりで質疑を終了することとし、第五期宮城県ニホンザル管理計画案について、了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議無し)

委員長：異議が無いようなので、第五期宮城県ニホンザル管理計画案について、了承する。

なお、字句等の修正があった場合は事務局に連絡をお願いする。

そのほか、委員の方々から何かあるか。

無いようであれば、事務局から連絡事項があればお願いする。

事務局：改めて、本計画策定の今後のスケジュールについてご連絡させていただく。

この後、12月27日に宮城県自然環境保全審議会で審議を行うこととしている。その後、1月以降に関係機関との協議やパブリックコメントを実施した上で、本日いただいた意見等も踏まえて計画案の修正等を行い、3月下旬に再び自然環境保全審議会を開催し、答申をいただいて次期計画を決定し、公告・公表する予定となっている。

部会長：それでは、以上で本日の議事はすべて終了とし、進行を事務局にお返りする。

事務局：土屋委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました御意見を今後の事業に生かしてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。